

改正

平成31年3月29日告示第8号

令和4年3月31日告示第43号

清須市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、クリーンエネルギーの利用の促進及び市民の環境保全意識の高揚を図り、もって地球温暖化防止に寄与するため、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、清須市補助金等交付規則（平成17年清須市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「設備」とは、別表第1に掲げるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）を含む。）に設備を新たに設置する者であって、市税に滞納のないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、設備の設置に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、補助対象経費が別表第2に掲げる額を下回る場合は、当該経費を超えない額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設備の設置に係る契約締結後から当該設備の設置に着手する前までに、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し

- (2) 設備を設置しようとする住宅の位置図
- (3) 設備を設置する工事に着手する前の現況写真
- (4) 宣誓書兼市税納入状況確認同意書
- (5) 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）交付規程（以下「国補助金交付規程」という。）第4条の規定により一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）又は一般社団法人環境共生住宅推進協議会（以下「K K J」という。）に提出した交付申請書の写し（国補助金交付規程第6条の規定による交付決定を受けている場合にあっては、交付決定書の写し）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、設備の種類ごとに1世帯につき1回限りとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付すことができる。

3 申請者は、補助金の交付の決定を受けた日以降に工事に着手するものとする。

（計画変更）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、工事の内容に変更が生じた場合は、速やかに住宅用地球温暖化対策設備設置事業計画変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、交付の決定を受けた額を増額する申請はできないものとする。

（計画変更の承認）

第9条 市長は、前条の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、第7条の規定による決定を変更し、住宅用地球温暖化対策設備設置変更承認通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、工事が完了したときは、当該工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書（第5号様式）及び設置した設備の概要等報告書（第

6号様式)に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書及び概要等報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書(第7号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(処分の承認申請)

第13条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間内において、当該設備を処分しようとするときは、あらかじめ住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書(第9号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 前条の規定により設備を処分したとき。

2 前項第4号の規定により補助金を返還する場合の額は、当該補助金の全部又は法定耐用年数から既に使用した年数を減じた期間に相当する額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 自己の責めに帰すべき事由以外の事由で設備を処分する場合
- (2) その他市長がやむを得ない事情があると認める場合

(協力)

第15条 市長は、交付決定者に対して、必要に応じて設備に関するデータの提供等の協力を求めることができる。

(雑則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
(清須市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)
- 2 清須市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成22年告示第18号)は、廃止する。
(清須市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 この告示の施行の際現に前項の規定による廃止前の清須市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(以下「廃止前の要綱」という。)の規定によりなされた手続その他の行為に関しては、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成31年3月29日告示第8号)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の清須市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月31日告示第43号)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の清須市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金について適用し、令和3年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

設備の種類	設備の内容
住宅用太陽光発電システム	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもの(戸建住宅の場合は、太陽電池の最大出力(構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計)10キロワット未満の設備に限る。)
住宅用エネルギー管理システム(HEMS)	家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するもの(愛知県が実施する愛知県住宅

	用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象として指定された未使用のものに限る。)
家庭用燃料電池システム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの（愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象として指定された未使用のものに限る。)
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの（愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象として指定された未使用のものに限る。)
電気自動車等充給電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの（愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象として指定された未使用のものに限る。)
高性能外皮等（ZEH）	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。）に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く。)

	又は換気設備（愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象として指定された未使用のものに限る。）
--	--

別表第2（第5条関係）

	設備の種類	補助金の額
単独補助	住宅用エネルギー管理システム（HEMS）	1基につき10,000円。ただし、他補助対象設備と同時に申請する場合は、組合せによる補助を優先する。
	家庭用燃料電池システム	1基につき50,000円
	定置用リチウムイオン蓄電システム	1基につき50,000円。ただし、他補助対象設備と同時に申請する場合は、組合せによる補助を優先する。
	電気自動車等充給電設備	1基につき25,000円。ただし、他補助対象設備と同時に申請する場合は、組合せによる補助を優先する。
組合せによる補助	住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム（HEMS） 定置用リチウムイオン蓄電システム	設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数点第3位以下を四捨五入して得た値。ただし、出力4キロワットを超えるシステムにあつては、4キロワット。）に13,200円を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、112,800円を限度とする。
	住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム（HEMS） 電気自動車等充給電設備	設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数点第3位以下を四捨五入して得た値。ただし、出力4キロワットを超えるシステムにあつては、4キロワット。）に13,200円を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、87,800円を限度とする。
	住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム（HEMS） 高性能外皮等（ZEH）	設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数点第3位以下を四捨五入して得た値。ただし、出力4キロワットを超えるシステムにあつては、4キロワット。）に13,200円を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、

		112,800円を限度とする。
--	--	-----------------

別表第3 (第10条関係)

住宅用太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設備の設置工事に係る領収書の写し (2) 電気事業者との太陽光契約を証する書類の写し (3) 設備の設置後の現況を示す写真 (4) 住民票の写し (5) その他市長が必要と認める書類
住宅用エネルギー管理システム (HEMS)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設備の設置工事に係る領収書の写し (2) 設備の製造者名、型式、製造番号及び保証開始日が分かるものの写し (3) 設備の設置後の現況を示す写真 (設置状況及びモニターが起動している状態が確認できるもの) (4) 住民票の写し (5) その他市長が必要と認める書類
家庭用燃料電池システム 定置用リチウムイオン蓄電システム 電気自動車等充給電設備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設備の設置工事に係る領収書の写し (2) 設備の保証書の写し (保証開始日が分かるもの) (3) 設備の設置後の現況を示す写真 (設置状況、設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの) (4) 住民票の写し (5) その他市長が必要と認める書類
高性能外皮等 (ZEH)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設備の設置工事に係る領収書の写し (2) 国補助金交付規程第9条第1項の規定によりS I I又はKK Jに提出した完了実績報告書及び国補助金交付規程第11条の規定によりS I I又はKK Jから通知を受けた交付額確定通知書 (3) 設備の設置後の現況を示す写真 (高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備又は照明設備の設置状況が分かるもの)

	(4) 住民票の写し (5) その他市長が必要と認める書類
--	----------------------------------